

第1章 アラブ諸国

著者	高橋 理枝
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	文献解題
シリーズ番号	42
雑誌名	東アラブの女性に関する文献解題 シリア、ヨルダ ン、レバノンの女性労働を中心に
ページ	1-18
発行年	2012
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00015779

文 献 解 題

第1章 アラブ諸国

第1章 アラブ諸国

I-1. 文献目録・人名録

以前は、日本においてアラビア語の文献や学位論文の情報を得ることは非常に困難だったが、現在ではアラビア語書籍のオンライン書店や、各国大学図書館の蔵書目録(OPAC)をインターネットで検索することができ、容易に文献情報を入手することができるようになった。

シリア、ヨルダン、レバノンの図書館および書店については、本書の「ウェブサイト一覧」で紹介したアジア経済研究所図書館ウェブサイトの現地図書館案内にも詳しく情報がでていいる。またシリアについては、東京大学東洋文化研究所が運営するアジア研究情報ゲートウェイ(<http://ricas.ioc.u-tokyo.ac.jp/asj/index.html#awab>)に書店ガイド、図書館・文書館ガイドがあるので、あわせて利用してほしい。

文献情報の検索ツールとしては、他に国際連合西アジア経済社会委員会(United Nations. Economic and Social Commission for Western Asia, الأمم المتحدة. اللجنة الاقتصادية والاجتماعية لغربي آسيا, 以下 ESCWA)の女性センター(Centre for Women)が作成した「アラブ世界のジェンダーと女性のエンパワーメント・データベース(Database on gender and the empowerment of women in the Arab world)」(<http://www.escwa.un.org/divisions/databases/ecwpubs/pub.asp>)がある。これは、アラブ女性とジェンダーに関する文献情報のデータベースで、タイトルなどによる検索に加えて、主題ごとにリストを表示し、ブラウジングできる。また国連出版物だけでなく、商業出版者、研究機関の出版物も多く収録されており、また IWSAW 発行の雑誌「パイオニア女性(al-Raida)」の記事なども収録されている。

また同センターでは、国連機関のみならず、ILO

や世界銀行などの国際機関も含めたアラブ女性に関する出版物のデータベース(<http://www.escwa.un.org/divisions/databases/aw/act.asp>)も作成しており、こちらもウェブサイトでも利用できる。このデータベースも文献情報の検索と主題ごとのブラウジングが可能である。

<文献解説>

(A1)

Badri, Balghis and Mari Awad ; Compiled and edited by the Research Unit 1995

Arab women bibliography : a study conducted in eight Arab countries ; Volume 2. [Tunis] : CAWTAR.

所蔵: JNCW 図

チュニスにあるトレーニングと調査のためのアラブ女性センター(Center of Arab Woman for Training and Research, مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث, 以下 CAWTAR)が、1997年からアラブ各国で大規模な文献調査プロジェクトを行い作成した文献目録。全4巻(アラビア語文献2巻、英語・フランス語文献2巻)に女性に関する文献が収録されている。

このプロジェクトは、各国の女性団体を通して女性に関する文献とその所蔵機関について網羅的な調査を試みたものである。東アラブの女性についてまとまった文献情報は数少ない中、この資料には所蔵機関の情報もあり、非常に貴重である。

文献は、それぞれ主題ごとに分類されリスト化されている。巻頭では、言語ごと、資料の種別(図書、雑誌、雑誌記事、単行書所収論文)、国別の文献数が掲載され、国ごと、主題ごとの資料の傾向について

簡単な解説が付されている。

この第2巻には、バハレーン、クウェート、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、モロッコ、イエメン、エジプトの英語・フランス語文献(雑誌記事を含む)が、収録されている。

ちなみに CAWTAR は、バハレーン、エジプト、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モロッコ、パレスチナ、シリア、チュニジア、イエメンの女性研究で 1975～2001 年に出版されたものの文献目録も作成している(CAWTAR ウェブサイト、Library and Database のページ参照)。

(A2)

أبو الفضل، منى (إشراف)؛ تحرير أماني صالح، زينب أبو المجد، هند مصطفى؛ الباحثات المشاركات في جمع الببليوجرافيا أماني زغلول... [الخ.]. 2002

المرأة العربية والمجتمع في قرن: تحليل وببليوجرافيا للخطاب العربي حول المرأة في القرن العشرين.
دمشق: دار الفكر، 544، 7 ص.

所蔵: アジ研図(Ar/016/M1008)

アラブ女性に関する文献目録。アラブの覚醒(ナフダ)時代から現代までの文献(ドキュメント類や報告書、会議録を含む)3,341 点を収録している。時代をナフダ時代(1850～1955 年)、中間期(1956～74 年)、現代(1975～2000 年)と区切った上で、さらに主題で文献を分類し掲載している。巻頭では、各時代の主題あるいは文献の種類ごとの点数、女性に関する特徴的な言説などについて分析している。文献情報の収集は、図書館やこれまでに発行された文献目録を利用して行われたとのことだが、アラブ諸国全般を扱ったものが最も多い。また調査拠点がエジプトだったこともあり、エジプト女性を扱った文献も多く収録されている。ヨルダン女性を扱った資料は 22 点、レバノン女性を扱った資料は 3 点が収録されている。

巻頭の文献研究部分は英語に要約されている。

(A3)

بدري، بلقيس يوسف وماري جورج عوض؛ إعداد وتحرير قسم البحوث 1995

ببليوجرافيا المرأة العربية: عرض وتحرير: المجلد الأول (ببليوجرافيا المرأة العربية: دراسة ميدانية في ثماني دول عربية). [تونس]: مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث.

所蔵: JNCW 図

(A1)と同シリーズ。この第1巻には、バハレーン、クウェート、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、モロッコ、イエメン、エジプトのアラビア語文献(雑誌記事を含む)が収録されている。

(A4)

اليزري، دلال وعزة شرارة بيضون 1998

العمل الاجتماعي والمرأة: قراءة في الدراسات العربية واللبنانية. بيروت: تجمع الباحثات اللبنانيات: دار الجديد، ج.

所蔵: アジ研図(Ar/396.1/A1015/1)

女性と NGO 活動に関する文献目録。レバノンの研究者であるダラル・アルバズリー(دلال اليزري)とアッザ・シャラーラ・バイドゥーン(عزة شرارة بيضون)が編集している。「公的生活におけるレバノン女性」と題された研究プロジェクトの中で、レバノンの社会活動における女性の参加の特徴を調査するためのインフラとして作成された。レバノンだけでなく他のアラブ諸国も含めた 72 研究(うち 15 件が英語、57 件がアラビア語)を取りあげ、紹介している。

アルバズリーによる文献解題作成の手法に関する

解説と、バイドゥーンによる NGO に関する諸問題とその研究動向についての解説が掲載されている。バイドゥーンの解説では、女性の公的生活への参加を民主主義や失われた社会組織の強化とみることができるのか、また NGO 活動は政治的領域の限界に風穴を開け、市民社会における政治と社会活動が交錯する範囲を広げるのか、の二つの問いが、この文献解題作成の出発点になったと記されている。

(A5)

بيومي , نهى (إعداد المنسقة) ; أعضاء لجنة التنسيق, فاديا
حطيظ ومريم غنور 1999

دليل الباحثات العربيات في العلوم الإنسانية
والاجتماعية. بيروت : تجمع الباحثات البنانيات,
الدار البيضاء : المركز الثقافي العربي, 384 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/061.6/D1004)

人文・社会科学のアラブ女性研究者の人名録。出身国、現職、最終学歴、研究内容と著作、所属学会、住所などが掲載されている。巻末には学問分野別、出身国別の索引がついている。シリア国籍の女性は 11 名、シリア・レバノン国籍の女性 1 名が掲載されている。またヨルダン国籍の女性は 20 名、レバノン国籍の女性 175 名、レバノン国籍を含む二重国籍保持者 11 名が掲載されている。

(A6)

مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث 1998

ببيلوغرافيا المرأة العربية : المرحلة الثانية : دراسة
ميدانية في أربع دول عربية ; المجلد الثالث.
[تونس] : مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث.
873 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/016/B1005)

(A1)と同シリーズ。この第3巻には、オマーン、モリタニア、エジプト、シリアのアラビア語文献(雑誌記事を含む)が収録されている。第4巻(*Arab women's bibliography : a study conducted in five Arab countries*)は、上記4か国を含む5カ国の英語・フランス語文献が収録されているが、現物は確認できていない。

所蔵機関も記載されているので有益だが、実際には文献を確認できないものもある。

シリアについては、法的枠組みの整備、学校や大学の開設、労働参加など、女性が獲得してきたものもあるが、一夫多妻や早婚や夫からの一方的な任意の離婚、そうした事柄が女性の健康上または精神に与える影響といったセンシティブな課題について扱う文献は少ない、と指摘している。

(S2)も同じプロジェクトの成果だが、(S2)はこの調査に協力した G UW が準備したシリアのデータだけを集めたものではないかと考えられる。ただし(S2)に掲載されておらず、この(A6)にのみ掲載されている資料も6件ほど存在する。

1-2. 概説書

各国の女性の状況を概観するには、どの国においても女性差別撤廃委員会(CEDAW)に提出された報告書や北京行動綱領を受けて作成された資料は、初めに当たるべき資料であろう。各分野の女性のおかれた現状の分析、状況改善のための政策やその達成度などが指標と合わせて記載されているものも多く、女性の状況を包括的に知ることができる。

ESCWA や UNIFEM は、アラブ各国のジェンダーに焦点を当てたシリーズを作成しており、これらは国ごとに概説書の項に収録した。国際機関の作成した資料は英語でコンパクトにまとまっており、手軽に利用できる。こうした出版物はウェブサイトでも入手できるものも多いが、そうでない場合は一般の流通ルートにこのらないため、直接当該団体にアクセスすることなしに入手することは難しい。

UN Women(男女平等と女性のエンパワーメント国連機構, United Nations Entity for Gender Equality and the Empowment of Women、元 UNIFEM)は、アラブ事務所がアンマンにあり、アラブ各国のジェンダーに関するプロジェクトの実施や、報告書の出版を行っている。

<文献解題>

(A7)

Nazir, Sameena and Leigh Tomppert eds.
c2005

Women's rights in the Middle East and North Africa : citizenship and justice.
Lanham, Md. : Rowman & Littlefield,
367 p.

所蔵 アジ研図(M/396.1/W5)

中東各国の女性の権利に関する状況をサーベイした資料。司法へのアクセス、女性の自立性と自由、経済的権利と機会の平等、政治的権利と市民の声、社会的文化的権利について現状を分析するとともに、必要な改正について提言している。

シリアの項(pp.275-293)はキャサリン・ベッラフロント(Catherine Bellafronto)が、ヨルダン(pp.105-123)はリーム・アブー・ハッサン(Reem Abu Hassan)が、レバノン(pp.141-163)についてはゼイナ・ザアタリー(Zeina Zaatari)が執筆している。

(A8)

صندوق الأمم المتحدة الإنمائي للمرأة. المكتب الإقليمي
للدول العربية 2007

كتيب سيداو : إتفاقية القضاء على جميع أشكال التمييز
ضد المرأة. طبعة 2. عمان : صندوق الأمم المتحدة
الإنمائي للمرأة، المكتب الإقليمي للدول العربية.
372 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/396.1/K1005)

UNIFEM が作成した女性差別撤廃条約(CEDAW)に関するガイドブック。関連組織の解説、世界各国の批准状況、経済・教育・政治・立法などの分野ごとの権利とアラブ諸国の指標、アラブ各国の憲法における男女平等条項の一覧、関連条約や女性差別撤廃条約(CEDAW)の適用状況をフォローアップする活動と報告書の提出状況などが掲載されている。アラブ数カ国について女性差別撤廃条約(CEDAW)に照らした女性の状況について述べており、ヨルダンも取り上げられている(pp.239-296)。

I-3. 統計資料

各国統計資料については各章で紹介するが、下記のような国際機関が作成する統計からもデータが得られる。

- ・ILO: LABORSTA

(<http://laborsta.ilo.org/STP/guest>)

- ・IMF: International Financial Statistics, World Economic Outlook Database

(<http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28>)

- ・UNESCO (<http://stats.uis.unesco.org/>)

- ・ESCWA (<http://esis.escwa.org.lb/>)

国際機関の統計は、各国統計局のデータを加工して掲載していることも多く、また数値が入っていない項目もあり、なかなかほしいデータが揃わないのが実状である。またデータソースが記載されていない、あるいは様々な性格の異なる統計資料をデータソースとしている(例えば ILO の LABORSTA では人口センサス、労働統計、家計調査など年によってデータソースが異なる)場合もあり、通時的な比較や他の国との比較においては、注意が必要である。

1-4. 女性労働研究

<文献解題>

(A9)

Collective for Research and Training on
Development-Action [2004]

*Gender and trade in the
Machreq-Maghreb region :
consultation meeting, November 2004*

الجنس واتفاقيات التبادل التجاري : تقرير اللقاء
الإقليمي التشاوري

(Strategy meeting ; November 2004).

[Beirut] : CRTD.A, 34, 36 p.

所蔵 アジ研図(MWMG/396/G2)

CRTD.A が開催したジェンダーと貿易に関する会議の会議録。各国からの参加者が、自国の貿易や経済状況、および女性労働へのその影響について報告し、今後の課題について議論している。シリアについてはシリア女性連盟(Syrian Women's League, رابطة النساء السوريات, 以下 SWL)のナワール・ヤズィジー(Nawal Yaziji)、サバーフ・ハラク(Sabah Halak)とともに参加したサウザン・ザクザク(Sawsan Zakzak)が、ヨルダンからはJNCWのアマル・サッバーグ(Amal Sabbagh)とZENIDのフダー・ハッキー(Huda Haqqi)が、レバノンからはCRTD.A のオマル・トラブルスィー(Omar Traboulsi)らが参加し、報告を行っている(各2ページ程度)。

(A10)

International Finance Corporation. Gender
Entrepreneurship Markets and Center of
Arab Women for Training and Research

2007

*Women entrepreneurs in the Middle
East and North Africa : characteristics,
contributions and challenges.*

[Washington, D.C.] : IFC, [Tunis] :

CAWTAR, 84 p.

所蔵 アジ研図(M/338.93/W1)

バハレーン、ヨルダン、レバノン、チュニジア、アラブ首長国連邦の5カ国における女性実業家と女性が運営する企業について調査したもの。前半は5カ国の全体的な傾向について述べ、後半で女性実業家の特徴や財源へのアクセスなどについて国ごとに紹介している(ヨルダン pp.43-45、レバノン pp.46-48)。

(A11)

Moghadam, Valentine M. 1998

"Jordan and Syria : gender ideology
and political economy." In Valentine
M. Moghadam, *Women, work, and
economic reform in the Middle East
and North Africa.* Boulder, Colo. :
Lynne Rienner Publishers, pp.
127-152.

所蔵 アジ研図(M/331.4/W1)

モガダム(Moghadam)には、中東の女性労働について多くの著作があるが、その中の1冊でヨルダンとシリアを取り上げた章である。1980~90年代前半のヨルダンとシリアの女性労働の推移と経済政策、経済開放の関係性について論じている。

特にシリアに関しては、経済状況や経済政策の変化の中に女性労働を位置づけている数少ない英文資料の一つである。シリアは、ヨルダン同様、高い人

口増加率、経済活動の増大と高い教育レベルの実現を経験したとし、経済改革と経済状況の推移および女性の労働参加との関係性について分析している。シリアの女性労働力率は低く、特に農村よりも都市で低いが、それでも1981年に比べると倍増しており、特に年長の既婚女性と15～19歳の未婚女性の参加率の増大が著しいこと、この背景には教育レベルの向上と経済的ニーズがあることを指摘する。女性労働者の特徴について述べるとともに、女性の主要な就業先である公共部門、また1990年代に入って成長しつつある観光と繊維産業、および経済開放政策と女性の雇用・失業の変化、製造業部門での女性の労働について分析している。

ヨルダンについては、経済改革プログラムと経済状況の推移について述べた後、ヨルダンの労働力の特徴について分析し、経済の自由化と女性の雇用との関係性について論じている。以前は教育レベルの向上がヨルダン女性に労働参加を促す主たる要素だったが、現在では、低賃金、高い物価、出稼ぎ労働の終焉と貧困の増加が、女性を低賃金労働へと就業させる要素となっている、と指摘している。

著者によると、この論文は(J82)の1バージョンとされる。

(A12)

United Nations. Economic and Social
Commission for Western Asia 1995

*Arab women in the manufacturing
industries* (Studies on women and
development ; 19). New York :
United Nations, 231 p.

所蔵 アジ研図(M/331.4/A1)

ESCWAが行った二つの調査、①1989～91年にかけてエジプト、イラク、ヨルダン、シリア、イエメンの

5 カ国の食品産業および繊維産業における女性の労働参加に関するフィールド調査、②1992～93年のエジプトとヨルダン、シリアの製菓産業と電子産業における女性労働の参加に関するフィールド調査、の結果をまとめた資料。食品産業および繊維産業についての要約(pp.11-37)、製菓産業と電子産業の要約(pp.38-59)を含む。

シリアについては、"Participation of women in the textile and food-processing industries in the Syrian Arab Republic" (pp.38-59) 、 "Participation of women in the pharmaceutical industries in the Syrian Arab Republic" (pp. 124-136) 、 "Participation of women in the electronics industries in the Syrian Arab Republic"(pp.136-144)が収録されている。

繊維産業に関してはダマスカスの総合紡織商社 (The United Industrial Commercial Company for Spinning and Weaving) で、1989年当時の全従業員(2,605人)のうち生産部門の女性全122人を対象に調査を行った。食品産業については、ダマスカスにあるシリア・アラブ乳業 (The Syrian Arab Company for Milk and Dairy Products) で、従業員全174人中、生産部門の女性全27人、総務・財政部門の女性13人、サービス部門の女性3人を対象に調査を行っている。両者はいずれも国が運営する公社である。いずれの調査でも、女性労働者の年齢や配偶関係、社会経済的な特徴、収入と学歴、社会活動などについて調べている。女性の労働力に関する定期的な統計調査や、労働者のためのトレーニングコース、また家族と職場での女性の二重の負担を軽減するためのサポート、労働環境の整備の必要性を提言している。

製菓産業においては、1992年にダマスカスのTAMECO(公営)の男性従業員50人と女性従業員50人、およびアレppo OBRI(民間)の男性従業員45人と女性従業員45人を対象に調査がなされた。各労働者の年齢や配偶関係、社会経済的な特徴、また

賃金や昇進、女性労働者が直面する問題などについて調べている。労働力に関する情報のアップデート、産業の技術的な発展に合わせた労働法の適用、民間企業は労働者に組合への加入を認めること、女性労働者が全ての責任を果たせるように女性労働者に補助的なサービスを提供すること、既婚女性のための短時間労働などの制度を導入すること、工場内での女性労働者の労働環境を改善することが提言されている。

電子産業では、1992年にダマスカスの電子工業社(Electronic Industries Company、主にテレビと電話の製造)の男性従業員62人、女性従業員73人に関して調査を行い、女性労働者の年齢や配偶関係、社会経済的な特徴、労働環境、女性労働者が直面する問題について報告している。個別の事項に関する具体的な提言はないが、今後の問題解決のための基礎データとしてこの調査を利用することを提案している。

ヨルダンについては、"Participation of women in the pharmaceutical industries in Jordan"(pp. 185-196)、"Participation of women in the electronics industries in Jordan"(pp.197-205)、"Participation of women in the textile and food-processing industries in Jordan"(pp. 169-185)が収録されている。

繊維産業については、1989年にヨルダン・アグワ工場社(The Jordanian Agwakh Factories Company、以下 Agwakh)およびヨルダン乳業(The Jordanian Dairy Company)で調査を行っている。調査対象は両社の生産ラインの全女性従業員(Agwakhは13人、ヨルダン乳業は12人)および男性従業員の50%(Agwakhは50人、ヨルダン乳業は30人)で、年齢や配偶関係、社会経済的な特徴や労働環境、賃金や社会活動、女性労働者が直面する問題などについて調べている。提言では、保育所や労働時間の柔軟化による既婚女性の労働参加の奨励、男女間での昇進機会の平等、社内での団

結心を生み出すための社会活動の促進、女性労働者に対する職業訓練の拡大、女性の権利保護のための法的措置、雇用者による労働法の遵守をよびかけている。

製菓産業については、1992年にアンマン近郊の民間製菓会社およびサルト(Salt)の大手製菓企業から、主に生産ラインで働く女性従業員122人、男性従業員38人、計160人を対象に行った調査の結果である。年齢や配偶関係、社会経済的な特徴や賃金や昇進、社会活動、女性労働者が直面する問題などについて調査している。提言では、男女平等な昇進機会、女性労働者への職業訓練の提供、女性労働者の家族への医療サービスの提供、保育所の設置、女性労働者に対する短縮勤務のオプションの導入、労働組合の設立の必要性が述べられている。

電子産業については、女性労働者のいる4企業(テレビ製造、電子回路、リフト製造)を選び、女性従業員53人、男性従業員33人の計86人をサンプルに、年齢や配偶関係、社会経済的な特徴や賃金その他の労働環境、社会活動、女性労働者が直面する問題などについて調べている。提言では、女性労働者が自分の権利と義務を自覚するために組合の有効性を向上させること、生産ラインで女性に割り当てられている伝統的で2次的な役割から抜け出すため、女性労働者は専門性を獲得すべきこと、女性労働者に対する職業訓練を拡大させること、保育所などの設置により女性の生産労働への就業を奨励すること、労働時間の柔軟化、女性労働者の家族への医療サービスの提供の必要性が述べられている。

(A13)

United Nations. Economic and Social Commission for Western Asia 1998

Women's research and development opportunities in the selected ESCWA

countries. New York : United Nations, 144 p.

所蔵 国内の大学図書館(NACSIS Webcat で検索可能)

ESCWA が行った調査に基づく資料で、科学技術研究とその発展における女性の参加を評価しようとするもの。中東地域全体の状況を概観した後、第2章で各国の状況について述べている。

シリア、ヨルダンについては、女性の教育、女性の労働参加、科学技術研究における女性の参加について述べられており(シリア pp.50-56、ヨルダン pp.38-47)、巻末(シリア pp.95-100、ヨルダン pp.82-92)には教育、労働関連の統計も掲載されている。

レバノンについては、女性の教育、科学技術研究における女性の参加、それらに関する意思決定における女性の参加について述べられており(pp.47-50)、巻末(pp.93-94)には、レバノンの関連統計も掲載されている。ただし、シリア、ヨルダンに比べて情報量は少ない。

(A14)

الاتحاد العام لنقابات العمال في القطر العربي السوري.
المعهد النقابي المركزي 1992

دراسات حول المرأة العاملة العربية. [دمشق]:
الاتحاد العام لنقابات العمال، المعهد النقابي المركزي،
200 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/331.4/D1001)

1990年10月9日にシリアの労働組合連盟(General Federation of Trade Unions, الاتحاد العام لنقابات العمال, 以下 GFTU)が、ILO のアラブ事務所(在バイルート. المكتب الاقليمي للدول المنظمة العمل الدولي. العربية)の協力の下で開催した会議の会議録。この会

議は、アラブ女性の開発と人口の観点から開かれ、シリア、パレスチナ、レバノン、ヨルダンの労働組合の指導部から女性代表者が出席した。

報告者の話には、シリアの状況に関する指摘もたびたび出てくるが、一般的には一般論にとどまっている。

(A15)

الأمم المتحدة. اللجنة الاقتصادية والاجتماعية لغربي آسيا
1995

مساهمة المرأة في الصناعات النسيجية والالكترونية
في دول عربي آسيا. [نيويورك]: الأمم المتحدة,
149 ص.

所蔵 UNのドキュメント検索ウェブサイト
(<http://documents.un.org>)からダウンロード可能。

1993年に出されたもの(E/ESCWA/ID/1993/8)と1995年に出されたもの(E/ESCWA/SD/1994/11)があるが、内容は同じである。(A12)の製薬産業と電子産業に関する調査のアラビア語版。英語版よりも多少詳細な部分もあるが内容はほぼ同じである。

(A16)

الأمم المتحدة. اللجنة الاقتصادية والاجتماعية لغربي آسيا
2003

مواجهة العولمة وتقسيم العمل حسب النوع
الاجتماعي في بلدان مختارة أعضاء في الإسكوا
(سلسلة دراسات المرأة والتنمية; 32). نيويورك:
الأمم المتحدة, 102 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/396/M1021)

ヨルダンとレバノンの繊維産業とIT産業におけるグローバル化の女性労働者に対する影響に

について調査したもの。序章で全体的な研究の枠組みについて提示した上で、第1～2章はレバノンの女性労働、第3～4章でヨルダンの女性労働について分析し、第5章ではレバノンとヨルダンの状況を比較考察している。

レバノンについては、16 アパレル工場の女性労働者 121 人、および類似の職業で働く男性労働者 23 人、4つの IT 企業で働く女性労働者 23 人と男性労働者 13 人を調査対象としている。第1章「レバノンにおける女性労働」でレバノンにおける女性労働の概況と各産業における背景について述べ、第2章「レバノンにおけるフィールド調査結果(アパレル産業と IT 産業)」でレバノンの両産業における女性労働者の特徴、労働条件に対するグローバリゼーションの影響、労働参加の動機と問題、労働者および雇用者の意見について分析している。

ヨルダンについては IT 産業のみを取り扱い、アンマン市の6つの IT 企業で働く 31 人の労働者(女性 23 人、男性 6 人)を対象に調査している。第3章「ヨルダンにおける女性労働」でヨルダンにおける女性労働の概況と背景について述べ、第4章「フィールド調査結果(ヨルダンにおける IT 産業)」でヨルダンの IT 産業における女性労働者の特徴、労働条件に対するグローバリゼーションの影響、労働参加の動機と問題、労働者および雇用者の意見について分析している。

(A17)

مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث 1998
 المرأة العربية والعمل : الواقع والأفاق : كتاب تحليلي.
 [تونس] : مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث,
 145 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/331.4/M1009)

CAWTAR が 1995～96 年にレバノン、スーダン、

アラブ首長国連邦で行った女性労働に関する調査結果をまとめたもの。レバノンに関しては(L63)が別途出版されている(第4章IV-4.に収録)。アラブ諸国全般における女性と人間開発について概観した上で、レバノン、スーダン、アラブ首長国連邦について各国の人口構成や政策、関連法、経済状況などの概況について述べ、さらに労働市場における女性の状況について考察している。(L63)が個別の産業における女性労働について述べているのに対し、こちらは概観的。

(A18)

مركز المرأة العربية للتدريب والبحوث 1998

المرأة العربية ووسائل الإعلام : دراسة ميدانية في
 أربعة أقطار عربية. تونس : مركز المرأة العربية
 للتدريب والبحوث, 148 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/396.1/M1060)

ヨルダン、チュニジア、イエメン、アラブ首長国連邦の4カ国を対象に、マスコミで働く女性に関して行った調査。女性が働いている分野、女性が必要とする職業訓練、女性と情報に関する見解などについてたずねている。

(A19)

منظمة العمل العربية. المعهد العربي للصحة والسلامة

المهنية بدمشق 1986

الصحة والسلامة المهنية وبيئة العمل للمرأة العاملة في
 الوطن العربي. دمشق : منظمة العمل العربي. 111
 ص.

所蔵 アサド図

アラブ労働機構 (Arab Labor Organization,

منظمة العمل العربية、以下 ALO)が行ったアラブ諸国(シリア、ヨルダン、レバノン、クウェイト、バハレーン、カタール、アラブ首長国連邦、スーダン)における女性労働者に関する調査の結果。ただし調査対象や調査方法についての詳しい説明はない。

各国の女性労働者の数(常勤、非常勤別)、18歳以下の女性労働者の有無、女性労働者の雇用や健康、労働災害に関する法律や社会保険制度、労働災害の種類や発生状況、職業教育、産休制度、女性労働者が直面する障害などについて考察している。

※(S69)で参照。

I-5. 法律関係資料

(1) ウェブサイト

英語の情報としては、ILO の NATLEX (http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex_browse.home?p_lang=en)がある。これは労働や社会保険および関連法律に関するデータベースで、国ごと、主題ごとにブラウズすることや、検索をかけることができる。関連する法律として何がいつ出されたのかが分かり、本文が掲載されていない場合でも、英訳やそれがいつ官報で掲示されたのかが掲載されているので、非常に便利である。

また World Bank のウェブサイトの”Doing Business”には”Law Library”(<http://www.doingbusiness.org/law-library>)があり、商法や会社法に加えて、民法、憲法に関するウェブサイトのリンク集となっている(一部リンク先がアラビア語だけのものもある)。レバノンについては、労働法や税法も掲載されている。

(2) 英語資料

商法など、主に商業関係の法律の英訳資料の出版は、アメリカ国際ビジネス出版(USA International Business Publications)やクルーワー国際法律社(Kluwer Law International)から出版されている。これらの出版者の各国の最新資料については、国ごとに収録したのでそちらを参照してほしい。また商業や投資関係の法律の英訳資料はジェトロ BL で利用することができるものもある。

『イスラーム身分関係法』(日本比較法研究所研究叢書;50) 八王子: 中央大学出版部 601ページ。

所蔵 アジ研図(M/297/I13)

シリア、エジプト、チュニジアの身分関係法、統一アラブ身分関係法草案、ムスリム身分関係法の日本語訳と解説が収録されている。また付録としてアラビア語法律用語集が付いている。シリアの身分関係法の日本語訳と解説は、139-267 ページに掲載されている。

(A21)

[日本国際問題研究所] 2001

『中東基礎資料調査: 主要中東諸国の憲法』東京: 日本国際問題研究所 2冊。

所蔵 アジ研図(M/342/C1)

モロッコ、チュニジア、エジプト、ヨルダン、イスラエル、レバノン、シリア、トルコ、イエメン、クウェートの10カ国の憲法に関し、原文と日本語訳および改正の歴史や各憲法の特徴をまとめた資料。

宇野昌樹が1973年に制定されたシリア憲法に関して執筆し(257-305ページ)、北澤義之が1952年に制定されたヨルダン憲法に関して(267-329ページ)、アダル・ラジャが1990年9月21日までの改正が反映されたレバノン憲法について(199-264ページ)、執筆している。

<文献解題>

(A20)

眞田芳憲、松村明編著 2000

(A22)

埴陽子 1999

『イスラム家族法: 研究と資料』盛

岡：信山社 2冊.

所蔵 アジ研図(M/347.61/I2/2)

第1巻でマグリブ諸国の家族法、第2巻でエジプト、レバノン、トルコ、および付録でイスラエルの家族法を扱っている。各国の法律制定の経緯や概要を解説した後、法律の日本語訳を掲載している。ただし、レバノンについては、宗派ごとにそれぞれ独自の宗教法が適用されていることから、日本語訳ではなく、トピックごとに主要な宗派の宗教法の内容を解説している(115-236 ページ)。

(A23)

An-Na'im, Abdullahi A. (ed.) 2002

Islamic family law in a changing world : a global resource book.

London : Zed Books, 320 p.

所蔵 アジ研図(C/347.61/I2)

イスラーム諸国の家族法の概要について解説した資料。シリアの身分関係法も取り上げられている(pp. 138-141)。またヨルダン身分関係法の概要や背景について解説されている(pp. 119-123)。

(A24)

Cotran, Eugene and Chibli Mallat (general eds.) c1995-

Yearbook of Islamic and Middle Eastern law. London : Kluwer Law International, v.

所蔵 アジ研図(M/34/Y1)

中東各国の法律に関する年鑑。個別のテーマで

書かれた論文を集めた第1部と各国の法律改正状況などをサーベイした第2部、重要文書の原文を掲載した第3部と裁判の事例を載せた第4部、書評の第5部から成る。1995年に出された第1巻で各国の主要な法律の概要を解説し、それ以降の巻では、大きな改正点についてとりあげている。また国や年によっては、重要な判例などが取り上げられている場合もある。英語で利用できる資料ということもあり、重要な法の改正についてチェックするには便利である。

シリアの項はジャック・アルハーキム(Jacques el-Hakim)が、ヨルダンの項はハムザ・ハッダード(Hamzeh Haddad)が執筆している。レバノンの項は、1994~98年までシブリー・マッラート(Chibli Mallat)が、1999年以降はナイラ・コマイルーオベイド(Nayla Comair-Obeid)が執筆しているが、2009/2010年にはレバノンの項がない。

(A25)

El Alami, Dawoud and Doreen Hinchcliffe ; foreword by Eugene Cotran 1996

Islamic marriage and divorce laws of the Arab world (CIMEL book series ; no. 2). London : Published for CIMEL by Kluwer Law International, xvi, 279 p.

所蔵 アジ研図(M/347.61/I1)

アラブ各国の身分関係法の解説とその一部の英訳。

シリア身分関係法については、1975年法律34号第2部の婚姻の部分を取りあげて英訳している。ヨルダンについては、1976年法律61号がとりあげられている。レバノンについては、1962年7月16日の家族権利法、およびドルーズの婚姻など身分関係を規定する1948年2月24日の法律を取りあげて英訳

している。

(A26)

Mallat, Hyam 1998

"Social security and social insurance law : a survey of nine Arab states."

In Eugene Cotran and Chibli Mallat general eds., *Yearbook of Islamic and Middle Eastern law*, v.4 1997-1998. London : Kluwer Law International, pp. 210-245.

所蔵 アジ研図(M/34/Y1)

サウジアラビア、パルレーン、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、シリア、イエメンの9カ国の社会保障制度について簡単にまとめている。年金の保険料や、年金の種類と受け取れる条件についてまとめてある点が便利。

(A27)

Social Security Administration 2011

Social security programs throughout the world : Asia and the Pacific, 2010. [Washington, DC] : Social Security Administration, 226 p.

所蔵 Social Security Administration ウェブサイト (<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/2010-2011/asia/ssptw10asia.pdf>)

アメリカの社会保険庁 (Social Security Administration) が作成している世界各国の社会保険制度の概要をまとめた資料。地域ごとに出版されており、シリア、ヨルダン、レバノンが含まれている

Asia and the Pacific シリーズは、2002年から隔年で出版されている。各国2~3ページでコンパクトにまとめられており、便利である。

(A28)

الأمم المتحدة. اللجنة الاقتصادية والاجتماعية لغربي آسيا 1995

الأحكام المتعلقة بعمل النساء في التشريعات العربية : الأردن, تونس, الجمهورية العربية السورية, العراق, الكويت, لبنان, مصر (سلسلة دراسات عن المرأة العربية في التنمية ; 23). نيويورك : الامم المتحدة, 169 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/331.4/A1001)

第1、2部で女性労働に関する立法における一般的な課題を扱った後、第3部で女性労働に関する国際協約およびアラブの協約について解説し、第4部でヨルダン (pp.63-72)、チュニジア、シリア (pp. 88-100)、イラク、クウェート、レバノン (pp.121-131)、エジプトの法律について解説している。項目はすべて共通で、法の原文を掲載するとともに、賃金、離職、女性保護、母性保護、労働時間と賃金、労働争議について解説している。

※(L51)で参照。

(A29)

الصانع, نبيل الظواهره 2004

قوانين الأحوال الشخصية الأوثونكسية في سورية ولبنان. دمشق : دار كيوان, 159 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/347.61/Qa1001)

シリアとレバノンにおけるローマ・オーソドクス、およびシリア・オーソドクス、アルメニア・オーソドクスの

身分関係法について、法の原文および解説を掲載している。

(A30)

المجلس النسائي اللبناني 1975

المرأة في القوانين العربية في ضوء الاتفاقات الدولية
الصادرة عن الأمم المتحدة

= *The status of women in Arab laws
in the light of U.N. international
conventions.*

بيروت : التجمع النسائي الديمقراطي اللبناني, 136,
52 ص.

所蔵 LWDG

レバノン女性国民委員会(National Council of Lebanese Women)¹が1974年にペイルートで開催した会議の会議録。アラブ各国および国際機関からの代表者が参加した。アラブ各国の女性労働に関する法律について解説されている。「レバノン女性と労働」(イクラム・サギール・アルハッフアール(Ikram Saghir al-Haffar)が執筆)では、レバノンの女性労働者の特徴、レバノンの女性労働に関する法規制、女性の雇用機会について述べられている。

本文はアラビア語だが、英語サマリーがついている。

(A31)

مكتب العمل العربي [198-]

التشغيل والهجرة في تشريعات العمل العربية.

¹ アラビア語名をみると المجلس النسائي اللبناني とあり、本書の資料編2：女性団体ダイレクトリーに掲載したレバノン女性会議 (Lebanese Council of Women) であると思われる。

[مصر] : مكتب العمل العربي, 95 ص.

所蔵 アジ研図(Ar/331/T1001)

アラブ諸国の雇用に関する法的状況について述べた後、各国数ページ程度で雇用事務所に関する制度について解説をしている。項目は共通で、現在有効な法律、労働の権利、住民雇用制度、移民労働者雇用制度、雇用の仲介、採用募集広告、委員会となっている。

シリアについては、1959年法律91号統一労働法および1963年までの法律の改正や関連する決定を反映した内容を掲載している(pp.51-58)。

ヨルダンについては、1960年法律21号、またこれを改正した1965年法律2号および1972年法律25号において、上記の項目に該当する内容をまとめている(pp.27-29)。

レバノンについては、1946年9月23日発行の労働法およびその改正内容(1975年2月6日命令9640号による改正が最新)における上記の項目についてまとめている(pp.79-81)。

I-6. 女性団体関係資料

アラブ諸国の女性団体を紹介しているウェブサイトとしては、下記があげられる。

① Arab Youth Directory

(<http://www.escwa.un.org/ayd/>)

ESCWA が作成している。Young Women NGO の項で女性関係の NGO のリストとその活動内容が掲載されている。ヨルダンについてはヨルダン女性総連合 (General Federation of Jordanian Women, الاتحاد النسائي الأردني العام、以下 GFJW) をはじめ 7 団体が、レバノンについてはレバノン女性の権利連盟 (League of Lebanese Women's Rights) など 13 団体が掲載されている。シリアの団体については掲載されていない。

② Arab Info Moll : Arab Civil Society Meeting Point

(<http://arabinfomall.bibalex.org>)

エジプトで開かれた 2004 年の会議「アラブ改革: 展望と実現 (Arab reform issues : vision and implementation)」を契機として、アレクサンドリア図書館に設立された Arab Reform Forum (ARF) が主催する市民団体間の協力関係や情報交換を促進するためのウェブサイト。アラブ諸国に限らず、世界各国の市民団体のリストが掲載されており、アルファベット順、国別、活動分野別 (コミュニティ・サービス、教育、人権、女性のエンパワーメントなど 14 分野) でリスト表示できる。シリアは 11 団体、ヨルダンは 58 団体、レバノンは 34 団体が紹介されている。